

自動車税（府税）

■**納める人**

自動車の使用の本拠を府内に登録している自動車を所有している人が納めます。

自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主が納めます。

自動車を譲渡（移転登録）した場合は、当該年度の自動車税は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税されます。

なお、軽自動車などは、軽自動車税（市町村税）が課税されます（22ページ参照）。

■**納める額**

●税額表【乗用車】　　　　　　　（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 税率（年税額） |
| 営業用 | 自家用 |
| 総排気量 | １㍑以下 | 7,500  | 29,500  |
|  １㍑超 1.5㍑以下 | 8,500  | 34,500  |
| 1.5㍑超　２㍑以下 | 9,500  | 39,500  |
|  ２㍑超 2.5㍑以下 | 13,800  | 45,000  |
| 2.5㍑超　３㍑以下 | 15,700  | 51,000  |
|  ３㍑超 3.5㍑以下 | 17,900  | 58,000  |
| 3.5㍑超　４㍑以下 | 20,500  | 66,500  |
|  ４㍑超 4.5㍑以下 | 23,600  | 76,500  |
| 4.5㍑超　６㍑以下 | 27,200  | 88,000  |
|  ６㍑超 | 40,700  | 111,000  |

自動車の種別、用途、総排気量などによって税率（年税額）が

定められています。

なお、自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録（廃車）をした場合には、月割計算により課税又は減額されます。

**●月割計算による課税**

登録月の翌月から３月までの月数

12

×

年税額

月割税額

 （100円未満の端数金額は切り捨てる）

＝

**●月割計算による還付**

　 年税額から、上記の月割計算による課税額を差し引いた金額です。

■**グリーン化税制**

平成14年度から実施されている制度で、環境に配慮した度合いにより自動車税の負担が異なります。

**●環境負荷の小さい自動車**

新車新規登録した下表の自動車について、新規登録した翌年度の自動車税が軽減され、軽減された

年度の翌年度以降は通常の税率で課税されます。（軽減されるのは１年度分のみです。）



※ 電気自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を満たす　　クリーンディーゼル乗用車については、新規登録した翌年度の自動車税が概ね75%軽減されます。

**●環境負荷の大きい自動車**

平成28年度までに新車新規登録から11年を超えるディーゼル車及び13年を超えるガソリン車（LPG車を含む）の自動車税率は概ね15％（一般乗合用以外のバス及びトラックは10％）高くなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象自動車 | 初度登録 |
| ディーゼル車 | 平成18年３月31日以前 |
| ガソリン・LPG車 | 平成16年３月31日以前 |

なお、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車(ガソリン)、一般乗合用バス、被けん引自動車は除きます。

平成29年度、重課対象となる自動車は右表のとおりです。

初度登録については車検証にてご確認ください。

■**納める方法**

**●申　告**

自動車を新たに所有することとなったり、譲渡・廃車したりした場合は、自動車税事務所に自動車税申告書を提出しなければなりません。

**●納　税**

賦課期日（毎年４月１日）に自動車を所有している人は、４月から翌年３月までの１年分の税金（年額）を府から送付される納税通知書兼納付書で、５月に納めます。

新規登録時の月割計算による課税は、登録手続きの際に自動車税の申告書を提出し、納めます。

　**●納付書の交付について**

　　自動車税の納付書を窓口で交付する際には、登録番号と車台番号の下４桁を確認させていただきます。

●平成**31年10**月に環境性能割が創設されます！

自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期が、平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期になりました。

環境性能割は、自動車の取得が行われた際に、当該自動車の取得者が納めます。

また、環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、平成31年度税制改正において見直される予定です。

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の交付について

* 自動車税の納税確認の電子化がスタートしました！

大阪府は、運輸支局との間で電子的に自動車税の納税情報を確認する仕組みを構築し、納税確認の電子化を開始しました。

自動車税の完納確認ができている場合は、原則、車検時に自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の提示を

しなくても、更新することができます。

※自動車税に未納があると、これまでどおり車検を受けることができません。

※運輸支局への納税情報の提供には自動車税の納税後概ね10日程度かかりますので、その間に車検を受けられる方は、運輸支局で電子的に納税確認ができませんので、これまでどおり府が発行する納税証明書の提示が必要です。

※完納確認ができた当日に車検を受ける場合は、納税証明書の提示を求められることがありますので、車検受け前日までに完納確認をお願いします。

**インターネットで自動車税納税通知書等の送付先の変更ができます！**

引越しなどで住所が変わったときは、インターネット（府税のホームページ「府税あらかると」）で自動車税納税通知書等の送

付先の変更手続きができます。

住所変更の届出入力には、自動車の「登録番号」や「車台番号（下４桁）」が必要となりますので、自動車検査証（車検証）で

確認してください。なお、自動車検査証の住所は、運輸支局で住所変更の登録手続きをしないと変更できません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府 自動車税住所変更届　 検索

**０５７０－０**

**自動車税コールセンターを開設しています！**

※　一部のＩＰ電話等でつながらない場合は06-6776-7021までお願いします。

〇　受付時間　平日9：00～17：30

※　上記以外の時間、土・日曜日・祝日・年末年始は24時間自動音声案内で対応いたしております。

○　このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。

○　お問い合わせいただく際には、自動車の「登録番号」や「車台番号（下４桁）」が必要となる場合がありますので、自動車検査証（車検証）又は自動車税納税通知書等をご用意ください。

自動車取得税（府税）

■**納める人**

自動車を取得した人が納めます。ただし、特殊自動車（ロードローラー、ブルドーザーなど）と二輪車にはかかりません。なお、自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

■**納める額**

税額

＝

自動車の取得価額（課税標準額）×税率

**●自動車の取得価額**

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物（例えば、ラジオ、ステレオ、カーナビ、エアコンなど）の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具などの付属物の価額は含まれません。ただし、無償で取得した場合や縁故者から格安で買った場合などは、通常の取引価額が取得価額となります。なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合は、免税となります。

排出ガス性能が良く、一定の燃費基準を満たす自動車を取得する場合、軽減措置が適用されます。（詳しくは、府税のホームページ「府税あらかると」[等をご覧ください](http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/jidousyasyutokuzei.html%EF%BC%89%E7%AD%89%E3%82%92%E3%81%94%E8%A6%A7%E3%81%8F%E3%81%A0%E3%81%95%E3%81%84)。

　　大阪府 自動車取得税　 　検索

**●税　率**

営業用自動車・軽自動車……………２％　　　　　自家用自動車……………３％

■**納める方法**

自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に申告書を提出し、納めます。

　 ※地方税法の改正にともない、自動車取得税は平成31年９月30日に廃止されます。

自動車の登録についてのお問合せは運輸支局又は検査登録事務所まで

* 近畿運輸局大阪運輸支局　　　　　　　050-5540-2058
* 同支局なにわ自動車検査登録事務所　　050-5540-2059
* 同支局和泉自動車検査登録事務所　　　050-5540-2060

オペレーター対応は開庁日の8：30から17：15まで。自動音声案内は24時間ご利用になれます。

※近畿運輸局のホームページもご利用ください。

　近畿運輸局　　　検索

軽自動車税（市町村税）

■**納める人**

毎年４月１日に原動機付自転車、軽自動車などを所有している人が納めます。

■**納める額**

軽自動車等の種類、用途、総排気量などによって税額が定められています。

【軽自動車税税額表】

＜二輪のもの＞

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 標準税率（年額）平成28年度から |
| 原動機付自転車 | 総排気量50cc以下 | 2,000円 |
| 総排気量50ccを超え90cc以下 | 2,000円 |
| 総排気量90ccを超え125cc以下 | 2,400円 |
| ミニカー（３輪以上で一定のもの） | 3,700円 |
| 軽自動車 | 二輪（総排気量125ccを超え250cc以下）※側車付を含む | 3,600円 |
| 二輪の小型自動車 | 総排気量250ccを超えるもの | 6,000円 |

＜三輪以上のもの（軽四輪等）＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 標準税率（年額） | 重課税率（注3） |
| 平成26年度まで（注1） | 平成27年度から（注2） |
| 軽自動車 | 三輪 | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 |
| 四輪以上 | 乗用 | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 | 8,200円 |
| 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
| 貨物用 | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 | 4,500円 |
| 自家用 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 |

（注1）平成27年３月31日以前に最初の新規検査を受けたものについては旧税率を適用

（注2）平成27年４月1 日以後に最初の新規検査を受けたものから新税率を適用

（注3）最初の新規検査から13年を経過したものは重課税率を適用

ただし、排出ガス性能が良く、一定の燃費基準を満たす軽自動車については、以下のとおり軽課措置が適用されます。

　①　適用期間：平成29年４月１日から平成31年３月31日までに新規取得した軽四輪等（三輪以上の軽自動車）

　②　軽課年度：平成30年度、平成31年度(取得の翌年度分のみ)

　③　対象及び軽課割合：下表のとおり

○対象及び軽課割合

＜ 軽乗用車＞　　　　　　　　　　　　　　　＜ 軽貨物車＞

|  |  |
| --- | --- |
| 対象車 | 内容 |
| 電気軽自動車等 | 税率を概ね75％軽減 |
| H27年度燃費基準＋35％達成車 | 税率を概ね50％軽減 |
| H27年度燃費基準＋15％達成車 | 税率を概ね25％軽減 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象車 | 内容 |
| 電気軽自動車等 | 税率を概ね75％軽減 |
| H32年度燃費基準＋30％達成車 | 税率を概ね50％軽減 |
| H32年度燃費基準達成車＋10％達成車 | 税率を概ね25％軽減 |

※ 「電気軽自動車等」：電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（ポスト新長期規制からNOx10％低減又は平成30年規制適合）

※ 電気軽自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75％低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50％低減達成車に限る。

■**納める方法**

市町村から送付される納税通知書（納付書）により、各市町村の条例で定める納期（標準では４月）までに納めます。

自動車重量税（国税）

■**納める人**

自動車検査証の交付等を受ける人及び車両番号の指定を受ける人が納めます。

■**納める額**

自動車の区分、車検有効期間、車両重量などによって税率が定められており、主なものは次のとお

りです。

○自動車重量税の税率表



※　一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車については、新規・継続車検等の際に納付すべき自動車重量税が軽減されます。

■**納める方法**

自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時までに、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書に貼り付けて納めます。

軽油引取税（府税）

■**納める人**

以下の人が納めます。

１　特約業者又は元売業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行う人

２　軽油に軽油以外のものを混和して製造された軽油を販売した人

３　製造した軽油を消費又は譲渡した特約業者及び元売業者以外の人

４　自動車の燃料として軽油以外の燃料油を販売又は消費した人

５　軽油の輸入をした特約業者及び元売業者以外の人　　　　など

■**納める額**

１キロリットル当たり……………（特例税率）32,100円　（本則税率）15,000円

原則として「特例税率」が適用されますが、揮発油の平均小売価格（注）が３か月連続して、１リットル当たり160円を超えることとなった場合には、財務大臣の告示を受け、「本則税率」が適用されます。

　 そして、その後、揮発油の平均小売価格が３か月連続して、１リットル当たり130円を下回ることとなった場合には、財務大臣の告示を受け、「特例税率」の適用が再開されます。

なお、当該規定は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用が停止されています。

（注）「揮発油の平均小売価格」とは、小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第６号）第１条

　　　 に規定する小売物価統計調査の各月の結果として公表された都市別の自動車ガソリンの小売

　　　 価格（消費税込）を合計し、それを当該都市の数で除して得た額をいいます。

　　　 なお、「小売物価統計調査」の結果は、総務省のホームページで閲覧できます。

また、次の用途に軽油を使用する場合で、免税証の

いる軽油の販売業者

免税証に記載されて

免税軽油使用者

なにわ北府税事務所

免税証の提出

免税軽油の

引渡し

①免税軽油使用者証

の交付申請

②免税軽油使用者証

の交付

③免税証の交付申請

④免税証の交付

交付を受けた場合に免税となります。

(1) 石油化学製品を製造する事業者がエチレンなどの

　　石油化学製品を製造するための原材料

(2) 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源

(3) 農業・林業用機械の動力源

(4)電気供給業・鉱物の掘採事業・とび土工工事業等

のための用途　　など

（注）上記(2)～(4)の免税措置については平成30年３月31日までとなっています。

****■**納める方法**

２３ページ下部１の人に課される税金は、特約業者や元売業者（特別徴収義務者）が軽油の代金と合わせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

２３ページ下部２～４の人に課される税金は、その人が毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

２３ページ下部５の人に課される税金は、その人が軽油の輸入の時までに当該輸入分をなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

揮発油税・地方揮発油税（国税）

■**納める人**

　製造場から揮発油を移出した揮発油の製造者又は保税地域から揮発油を引き取る人が納めます。

■**納める額**

〔特例税率〕

　○　揮発油税　　：１キロリットル当たり　48,600円

　○　地方揮発油税：１キロリットル当たり　 5,200円

〔本則税率〕

　○　揮発油税　　：１キロリットル当たり　24,300円

　○　地方揮発油税：１キロリットル当たり　 4,400円

揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止等に伴う課税の取扱いについては軽油引取税を参照してください。

石油ガス税（国税）

■**納める人**

自動車用の石油ガス容器へ石油ガスを充てんする人（自動車用の石油ガス容器に充てんされた石油ガスを保税地域から引き取る人）が納めます。

■**納める額**

石油ガス１キログラム当たり17円50銭